

論点に対する回答

書式・様式の統一	
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>① 「卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書」にかかる添付書類つき、実態把握・意見聴取を行った上で、申請・届出に添付する必要がある書類については、統一が可能なものについて標準書式を作成することとされていたが、(1) 実態把握・意見聴取の結果及び(2) 検討結果につき御教示ください。</p> <p>※ 届出等を行うにあたり、役員等に変更があった場合、「診断書」の添付が求められる自治体もあれば、疎明書の提出で可能との自治体もあり、申請者にとってその確認が負担であるとの意見があった。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 申請書等の添付書類について、地方自治体の実態把握を行い、多くの自治体にて様式に差が見受けられる「診断書」について標準書式を作成することとし、診断を受けた業務を行う役員の情報、診断項目及び内容、診断年月日、医療機関情報、医師の氏名等の診断書に必要な情報を盛り込んだ書式を作成した。</p> <p>この標準書式については、平成 31 年 3 月 29 日付事務連絡「行政手続の簡素化について（協力依頼）」にて地方自治体に周知した。また、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載した。</p>	

書式・様式の統一	
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>② 「毒劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書」にかかる添付書類につき、実態把握・意見聴取を行った上で、申請・届出に添付する必要がある書類については、統一が可能なものについて標準書式を作成することとされていたが、(1) 実態把握・意見聴取の結果及び(2) 検討結果につき御教示ください。</p> <p>※ 届出等を行うにあたり、役員等に変更があった場合、「診断書」の添付が求められる自治体もあれば、疎明書の提出で可能との自治体もあり、申請者にとってその確認が負担であるとの意見があった。</p>
<p>【回 答】</p> <p>② 申請書等の添付書類について、地方自治体の実態把握を行い、多くの自治体にて様式に差が見受けられる「診断書」について標準書式を作成することとし、診断を受けた業務を行う役員の情報、診断項目及び内容、診断年月日、医療機関情報、医師の氏名等の診断書に必要な情報を盛り込んだ書式を作成した。</p> <p>この標準書式については、平成 31 年 3 月 29 日付事務連絡「行政手続の簡素化について（協力依頼）」にて地方自治体に周知した。また、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載した。</p>	

書式・様式の統一	
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>③ 「麻薬小売業者の役員の変更届出書」に添付する必要がある役員の診断書につき、実態把握・意見聴取を行った上で、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知することとされていたが、(1) 実態把握・意見聴取の結果及び(2) 実施状況につき御教示ください。(3) また、麻薬小売業に係る業務を行わない役員について診断書の添付を不要とすることにつき、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして地方自治体に通知することとされていたが、その実施状況につき御教示ください。</p> <p>※ 届出等を行うにあたり、例えば、社長の交代のみであれば役員変更の申請書届出が不要な自治体もあるが、ほとんどの自治体で届出が必要、また、診断書の様式もバラバラであり、申請者にとって対応が負担であるとの意見があった。</p>
【回 答】	
<p>③ 届出書の添付書類について、地方自治体の実態把握を行い、多くの自治体にて様式に差が見受けられる「診断書」について標準書式を作成することとし、診断を受けた業務を行う役員の情報、診断項目及び内容、診断年月日、医療機関情報、医師の氏名等の診断書に必要な情報を盛り込んだ書式を作成した。</p> <p>作成した標準書式については、平成31年3月29日付通知「麻薬小売業者の役員の変更届出書等について」にて地方自治体に通知した。また、診断書の標準書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載した。</p> <p>また、診断書の添付が必要となる役員の範囲について、平成31年3月29日付通知「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」の一部改正について、明確にして地方自治体に通知した。</p>	

(参考)

- ・厚生労働省ホームページ（「薬事関係法令に係る行政手続について」）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhi/newpage_00843.html

書式・様式の統一	
省 庁 名	厚生労働省
論 点	④ 「生活保護の決定・実施に係る照会文書」に関し、(1) 統一的な様式の周知は改めて行ったのか。(2) また、「地方自治体が要望する、保護申請日を調査日として指定した上での生命保険会社への照会については、…生命保険会社や金融機関が回答する時点の状況を基に決定して差し支えない旨を、3月末までに地方自治体に周知する予定」とのことだが、地方自治体もそのような取扱いで問題ないのか、確認は行っているのか。
<p>【回 答】</p> <p>(1) について</p> <p>平成 31 年 3 月 6 日に開催した生活保護関係全国係長会議において、改めて周知を行った。</p> <p>※参考に周知内容記載</p> <p>(2) について</p> <p>生命保険協会より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のシステムでは調査日を指定されても回答できるシステム構成になっていない ・ 仮にシステム改修するとしても多大な費用が発生するとともに、人員体制についても制約がある <p>との理由により、地方自治体の要望に応えられる環境にはない旨の回答があったところ。</p> <p>その上で、地方六団体に現状を説明したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方六団体としては、あくまでも保護の申請日を資産調査の調査日として指定できないと自治体の実務に影響が生じると考えるが、仮に現在の統一の照会様式のように調査日を指定できない様式を自治体に使用するよう求めるのであれば、必ずしも保護の申請日時点での資産を調査できていなくとも自治体の責任とはならないことを明らかにする必要がある <p>などの意見を頂いた。</p> <p>こうした意見を踏まえ、現に把握できる情報の範囲において保護の要否及び程度を決定して差し支えない旨の事務連絡を平成 31 年 3 月 29 日に地方自治体に発出したものである。</p>	

(参考)

平成 31 年 3 月 6 日（水）生活保護関係全国係長会議資料抜粋

6 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について (略)

生命保険会社に対して実施する生活保護法第 29 条による調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図ったところであるが、地方における規制改革タスクフォースの中で、関係団体から、実態として統一様式への移行が進んでいない状況であり、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大な非効率が生じていることから、改めて各福祉事務所への周知・徹底について改善方策の検討の求めがあったところである。

金融機関や生命保険会社における資産調査への回答作業においては、地方自治体からの照会様式をOCRで電子的に読み取った上で作業をする会社もあり、その場合は照会様式が統一されていることが前提となるほか、該当項目が記載されている箇所が照会する地方自治体の書式ごとに異なることは、業務効率の低下を招き、結果として照会から回答までの期間が延びる要因になる。このような事情を踏まえ、先述した金融機関への資産調査だけではなく、生命保険会社への資産調査についても、通知を遵守の上、所定の様式を使用するよう、管内実施機関に周知徹底していただきたい。（略）